

後期高齢者医療 高額介護合算療養費支給申請のお知らせ

☆支給対象者

後期高齢者医療制度に加入している方で医療保険と介護保険の自己負担額(注)の両方の支払いをした方が支給の対象となります。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します。

☆対象期間

平成28年8月1日から平成29年7月31日まで。
(毎年8月1日から翌年7月31日までの一年間です。)

☆支給額

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額(表)を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

ただし、超えた額が500円以下の場合は支給対象となりません。

☆支給申請

支給を受けるには必ず申請が必要となります。

なお、支給の要件に該当すると思われる世帯には、平成三十年二月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせをお送りします。お知らせが届いた方は担当窓口に申請してください。

また、対象期間の途中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給対象となる世帯でも、支給申請のお知らせが送られない場合がありますので、対象になると思われる方は担当までお問い合わせください。

表

所 得 区 分	自己負担 限度額
現 役 並 み 所 得	67万円
一 般	56万円
低 所 得 II	31万円
低 所 得 I	19万円

低所得II：世帯員全員が住民税非課税の方

低所得I：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方

(注)自己負担額は支払った額から高額療養費や高額介護(予防)サービス費を除いた額です。

○申請に必要なもの

- ・支給申請書
 - ・高額介護合算療養費・高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請について(お知らせ)
 - ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの(通知カードまたは、個人番号カード)
 - ・本人確認書類(官公庁発行、発給の顔写真付き身分証明書等)
 - ・印鑑(認印)
 - ・通帳(または通帳のコピー)等口座情報のわかるもの
- ※ 被保険者が亡くなられている場合は受領申立書の提出が必要です。(事前に提出した場合は不要です。)
- ※ 被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。
- ※ 被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの(コピー可)、申請者の本人確認書類等が必要ですので、詳しくは担当までお問い合わせください。
- ※ 重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。
- ※ 対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険に加入歴があり、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

〈問合せ先〉 東通村税務住民課国保G ☎ 27-2111 (内線152)

後期高齢者医療の被保険者の皆様へ

○かかりつけ薬局をもちませんか？ お薬代を安くしてみませんか？

「かかりつけ薬局」は、薬歴の管理や、飲み合わせによる副作用の防止など、あなたの健康管理をサポートするだけではなく、ジェネリック医薬品についても薬剤師が相談にのってくれます。

また、ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品と同等の有効成分・効き目があると厚生労働省が認めた薬で、先発医薬品より価格が安いのが特徴ですが、ジェネリック医薬品に切り替えて、お薬代が安くなる可能性のある方へ、参考までにどのくらい安くなるのか「お薬代負担軽減のご案内」を二月下旬にお送りしますので、医師や薬剤師へご相談ください。

○保険料を納期限内に納めましょう

- ・納付書でお支払いの方は便利で確実な口座振替をご利用ください。口座振替への変更は税務住民課または金融機関で随時受付しております。詳しくは、税務住民課国民健康保険グループまでお問い合わせください。
- ・保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証(短期被保険者証)が交付されることがあります。
- ・災害により住宅等に著しく損害を受けた場合や、特別な事情により世帯主等の収入が著しく減少した場合は、保険料の減免等が認められることがありますので、申請等について、税務住民課国民健康保険グループまでお早めにご相談ください。